

申必要事項「講座名(検診名など)・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」・特記事項(詳細は最終面参照) ※消せるボールペンは使わないでください。

★市からのお知らせ

市政参加

小中学生保護者世代の
タウンミーティング
「市民と市長の対話集会」

日 6月30日(木)午前10時～正午
場 市民センター2階
人 小・中学生のお子さんを持つ保護者世代のかた
※対象以外のかたは傍聴のみとなります。
申 不要、直接会場へ
★手話通訳・要約筆記が必要なかたは、開催日の2週間前までにファクスで市民協働課(☎393・6846)へ

募 集

市民スポーツセンター
指定管理者の募集

対象施設東村山市民スポーツセンター(久米川町3-30-5)

施設概要体育施設(体育館、屋内プール、武道場、トレーニングルーム、会議室等)

応募資格公営体育施設など本施設と類似した施設の管理運営実績を有し、安全かつ効率的に管理運営を行える団体の応募要項

公募要項 6月15日(水)～7月1日(金)にスポーツセンターで配布又は市ホームページの「広報ナビ」からダウンロード

※事業内容や応募方法等詳細は、公募要項をご覧ください。
問 市民スポーツ課(☎393・9285)

東村山市市民ステーション
サンパルネ市民運営会議
市民委員の募集

市民ステーションサンパルネは、市民の健康増進と市民

交流を促進し、市の産業経済支援と観光事業を創出するための施設です。
同施設の運営および管理に関する意見や要望、事業に関する企画提案を協議するため、「東村山市市民ステーションサンパルネ市民運営会議」を設置しています。

このたび、同会議を構成する市民委員を募集します。
市内在住の20歳以上で、サンパルネ事業にご協力いただけるかた、若干名
任期委嘱日：平成30年3月
会議の開催(予定) 平日の午後7時～9時、年2回
※必要に応じて臨時開催あり
※報酬はありません。

選考結果応募者全員に通知
応募方法任意の用紙に「サンパルネを利用して」をテーマにした作文(800字程度)・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・職業・電話番号を明記し、6月30日(消印有効)までに電子申請、郵送又は直接健康増進課(いきいきプラザ2階)へ
※応募書類は返却しません。
問 健康増進課

市営住宅・都営住宅
(地元割当) 入居者募集
住宅種別と募集戸数

①市営住宅
○2人以上の家族向け(一般募集住宅、3DK) 1戸
○2人以上の家族向け(定期使用住宅、3DK) 1戸
※定期使用住宅は、あらかじめ10年の入居期間が設定されています。

②都営住宅(地元割当)
○2人以上の家族向け(2DK) 3戸
○5人以上の家族向け(4DK) 2戸
※入居資格等詳細は、募集案内をご覧ください。

国民健康保険加入者で
高額な外来診療や入院
治療を受けるかたへ

8月1日から有効の「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行受付を開始します。
この認定証と国民健康保険証を医療機関等へ提示することで、自己負担額(医療機関等へ支払う医療費)を一定額(表1・2参照)にとどめられます。

なお、6月下旬頃に申請書類が届き、期限内に申請をしたかたは、改めて手続きをする必要はありません。
受付日 7月21日(木)から
場 保険年金課(本庁舎1階)
人 国民健康保険加入者で70歳未満のかた、又は国民健康保険加入者で70歳から74歳までの世帯員全員が非課税のかた
持 国民健康保険証
※代理のかたが申請する場合は、代理人の身分を証明できるものを持参してください。
有効期間 8月～平成29年7月
※年度途中で70歳、75歳に到達するかたは、期限が変わる

場 配布期間 6月16日(木)～23日(木)
場 配布場所 本庁舎1階総合案内、地域サービス窓口、各公民館、スポーツセンター、ふるさと歴史館
※施設により開設日時が異なります。

申 郵送で6月24日(消印有効)までに管財課へ
※①は6月16日(木)～23日(木)午後5時まで電子申請でも受け付けます。
抽 抽選日時 7月26日(火)午前9時から
問 管財課

注 意
○平成28年度の住民税を申告していない国民健康保険加入者がいる世帯は、一番高い所得区分で判定されます。正しい所得区分で判定するためにも、必ず申告をしてください。
○国民健康保険税の滞納がある世帯のかたは、認定証を交付できない場合があります。
※詳細は、市ホームページの「広報ナビ」をご覧ください。

場 場合があります。

表1 70歳未満のかたの自己負担限度額・入院時食事代

所得区分	自己負担限度額(月額)	自己負担限度額(4回目以降)※1	食事代(1食につき)
総所得金額等(基礎控除後の所得金額)※旧ただし書き所得			
上位所得者	901万円超※2	140,100円	360円 ※平成28年4月から金額が変更されました
	600万円超901万円以下	93,000円	
一般	210万円超600万円以下	44,400円	
	210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	
住民税非課税世帯		24,600円	90日以下※3 210円 91日以上※3 160円

※1 過去12か月間に、一つの世帯で4回以上高額療養費の対象となった場合の自己負担限度額。
※2 世帯に住民税未申告者がいる場合、この所得区分となります。
※3 食事代の減額には、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が必要です。申請を行なった月以前の12か月の入院日数が90日を超える場合は、食事代がさらに減額されます。入院日数のわかる領収書を持参してください。

表2 70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額・入院時食事代

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)		食事代(1食につき)
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%※4	360円 ※平成28年4月から金額が変更されました
一般	1割又は2割	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)	1割又は2割	8,000円	24,600円	90日以下※5 210円 91日以上※5 160円
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯)	1割又は2割	8,000円	15,000円	100円

※4 過去12か月間に、一つの世帯で4回以上高額療養費の対象となった場合は44,400円となります。
※5 食事代の減額には、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が必要です。低所得者Ⅱの場合、申請を行なった月以前の12か月の入院日数が90日を超える場合、食事代がさらに減額されます。入院日数のわかる領収書を持参してください。

納 今月の
税 日曜納税窓口

納期限は 6月30日(木)
○市・都民税(第1期)

6月26日(日)午前8時30分～午後3時
市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)、国民健康保険税の納付を受け付けます。
場 本庁舎2階納税課
※納税証明書、課税・非課税証明書の発行はできません。
★納税相談(要予約)あり。本人以外が相談をする場合は委任状が必要。

問 納税課



「市報ひがしむらやま」に関する皆さんのご意見をお聞かせください。いただいたご意見は、より良い市報を発行するための参考とさせていただきます。

アンケート実施方法
受付期間 6月13日(月)～7月12日(火)
回収箱での受付
アンケートを点線で切り取り裏面に回答を記入し、回収箱に投函してください。
※アンケート用紙は回収箱設置場所にもご用意しています。また、市ホームページの「広報ナビ」からもダウンロードができます。
回収箱設置場所
○情報コーナー(本庁舎1階)
○秘書広報課(本庁舎3階)
○いきいきプラザ総合相談窓口(いきいきプラザ1階)

- サンパルネ内「地域サービス窓口」(ワンズタワー2階)
- 各公民館
- 中央図書館
- 富士見図書館
- ふるさと歴史館
- スポーツセンター
- 子育て総合支援センター「ころころの森」
- ※施設により開設日時が異なります。

インターネットでの受付
市ホームページの「市政への参加」から「市民アンケート」にアクセスし、「現在受付中のアンケート」から当アンケートを選択してください。

ファクスでの受付
アンケートを点線で切り取り裏面に回答を記入し、秘書広報課(☎393-9669)へ送信してください。(24時間受付)
※郵送でも受け付けていますが送料は自己負担です。
※お寄せいただいた内容への個別の回答はできません。
★結果はまとまり次第、市報等で公表します。

裏面のアンケートへお進みください。
※()内や < > 内の注意書きをお読みのうえ、お答えください。